

## 評価基準の改正

### 宅地の評価替え

前回（平成六年度）の評価替えでは、宅地の評価額が公示価格の七割程度に引き上げられました。今回の評価替えは、平成八年一

月一日現在における地価を調査し、さらに地価が下落した地区については平成八年七月一日現在の地価を再調査して評価額を決定しました。この評価額は前回の評価替えと同様に公示価格の七割程度となっています。

### 家屋の評価替え

平成七年以前に建てられた家屋は、各建築年の標準家屋をもとに構造（木造、鉄筋コンクリート、鉄骨造など）や用途（専用住宅、事務所、付属家など）ごとに新評価基準に基づいて評価替えを行いました。

その結果、昭和四十六年以前に建てられた家屋の税額は据え置き、四十七年以降のものは引き下げと据え置きになるものに分かれました。また、引き下げとなる家屋でも、構造や用途によって引き下げ率が違ってきます。

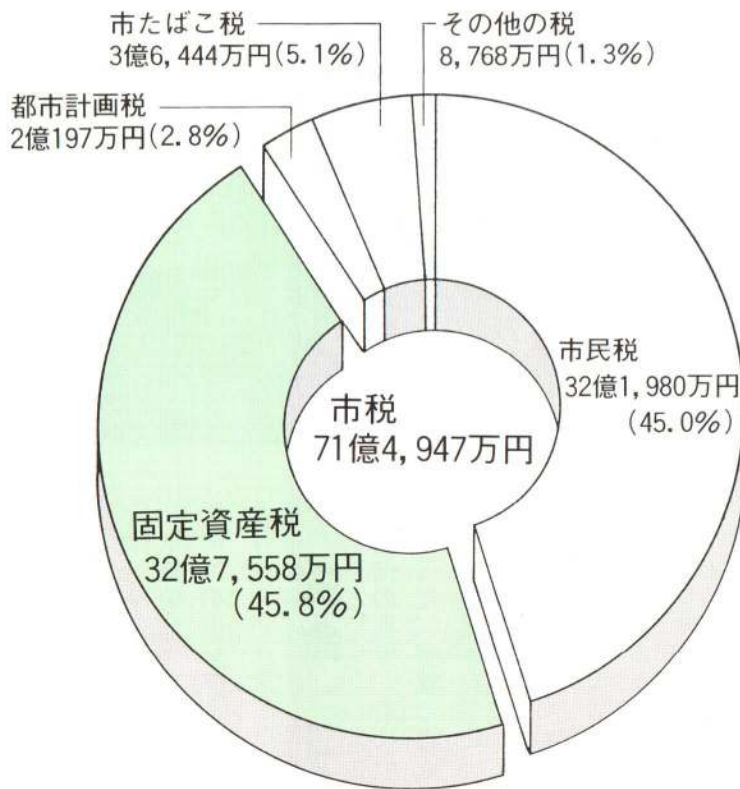
## 都市計画税の改正

今回の地方税法などの改正では、都市計画税についても固定資産税と同じく税額の引き下げや据え置が行われます。

ふるさとづくりの生がします

あなたの固定資産税

平成七年度決算では歳入全体の二三・八%が市税で、そのうち四五・八%が固定資産税です。固定資産税などの市税は、街づくりやさまざまな行政サービスのための重要な財源になっています。



平成7年度市税収入割合（決算）  
税目別構成比

固定資産税、都市計画税については  
総務部税務課固定資産税係へお問い合わせください  
☎49-31111（内線230、231）